

平成28年10月25日
(2016年)

業 者 各 位

和歌山市長 尾 花 正 啓

社会保険等加入の要件化に伴う平成29・30年度の建設工事の競争入札参加資格審査申請（定期審査）取扱について（通知）

本市では、社会保険等（「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の全てをいう。以下同じ。）の未加入対策について、以下のとおり取り扱うこととしますのであらかじめご承知ください。

今後、本市の建設工事における入札参加審査申請を希望する事業者で、社会保険等が未加入の事業者におかれましては、以下のことにご留意いただくとともに、早期に社会保険等加入手続きを行われますようお願いいたします。

平成29年（2017年）1月に受付を開始する「平成29・30年度競争入札参加資格審査申請（定期審査）」からは、「社会保険等に加入していること」を資格要件としますので、当該要件を満たしていないときには入札参加登録ができなくなります。

社会保険等の加入状況は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経営事項審査結果通知書」という。）の写しの記載項目により確認します。

経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄の全てが「有」又は「除外」であれば加入業者とみなし、入札参加申請の受付を行います。当該欄に1つでも「無」がある場合は、社会保険等未加入業者とみなし入札参加資格登録の対象外となります。

なお、経営事項審査結果通知書の審査基準日以降に社会保険等に加入している場合は、それを証明する領収証書等をもって競争入札参加資格審査申請受付期間内に確認ができる場合限り、申請受付可とします。